

平成28年度 第1回 新庄市雪とくらしを考える連絡協議会

議事録（要約版）

平成28年5月11日（木）10:00～
最上広域交流センター 2階会議室

会 長

今年度は、昨年度提出した答申の検証と、新たなテーマや対策を協議会の意見としてまとめていきたいと思っております。昨年を振り返ると、8月の第1回の協議会をかわきりに、2か月間の中で4回の協議を重ね11月に市長に答申を提出しております。

「高齢者になっても安心してすみ続けられる新庄の雪対策」をテーマとして掲げ意見をまとめております。2月には第5回目の協議会として市の取り組み状況の説明と現地視察を行った次第です。その後も対策を講じられてきたわけですので、それを踏まえまして今年度の協議に入っていきたいと思っております。

（取り組み事案の説明）

事務局

昨年度、7項目において答申を受けたわけですが、答申1番目の「現行の雪対策支援制度の周知徹底と手続きの簡素化」につきましては、昨年12月に雪対策の総合ページの作成に取り掛かり、完成しております。開示についてはタイミング見て公表してまいります。ネットに身近でない方につきましてはパンフレットの配布とうたわれておりましたので、今年の秋まで作成できるよう取り組んでまいりたいと思っております。

又、雪相談窓口の開設につきましては、今年1月より3月末まで都市整備課内に1名臨時職員を雇用し開設しております。相談内容としては、置き雪に関する事、除雪による民家等の破損に関する事、流雪溝に関する事、除雪の出動の有無に関する事等、約200件の問い合わせがございました。

答申2番目の「共助による雪対策の推進」についてであります。共助による新たな交付金制度の創設とうたわれておりますので、委員の皆様から意見をいただき提案型の交付金制度について模索していきたいと考えます。又、共助のひとつとして、県が有

償ボランティア普及モデル事業を創設しており、今後検討してまいります。

又一斉除雪についてであります。昨年度区長協議会の研修に一緒させていただき、村山市川島山地区の取り組みを研修してまいりましたので、区長協議会と調整を図りながら課題等を整理し、実施可能な地区への周知活動を行ってまいりたいと思います。

答申3番目の「道路除雪の出動基準の見直しと情報提供の充実」についてであります。人の目も加味した除雪出動指令の再構築として、北部地区及び福田中核工業団地においてオペレータの自主判断の除雪出動を試みました。結果としては、降雪計による出動が19回、自主判断による出動が5回という結果となっております。その他の地区については中部地区18回、南部地区24回の除雪出動しております。又、除雪時刻表についてですが、今年度より、GPSを利用した除雪システムの構築に向けて取り組み、平成29年度、遅くとも平成30年度までは実施できるよう作業を進めてまいります。

答申6番目の「雪捨て場の確保」についてであります。市街地における雪捨て場の確保につながる施策として、市道及び生活道路の雪捨て場の固定資産税（12月から3月までの四半期分）の減免について調査を実施中であります。

事務局

続きまして答申4番目の「流雪の利用におけるルールの確立と周知徹底」についてであります。初めに今年の冬の気象情報について簡単に説明いたします。（過去30年の平均値と今年の冬を比較したデータの説明・・・暖冬）流雪溝利用組合の組織化について、3点について取り組みを行いました。

1点目としましては、流雪溝利用組合の設立に向けた取り組みとしましては、常葉町地区・金沢地区・新松本地区の3地区を対象に組合設立に向けた活動を行ったところです。常葉町地区におきましては平成31年度を目途に供用開始できるよう作業を進めております。金沢地区の流雪溝整備は概ね終わっていますが、水量不足で不便をきたしている状況にありますので、平成30年度を目途に山形県と新庄市の共同事業で水量確保に向けた事業に取り組んでおります。

2点目としましては、最上川揚水を供給している地区を対象とした、アンケート調査を実施させていただきました。依頼は約400件、対象となる町内会としましては指首野川において7町内会、7-3分水工（農業用の排水路に水を流している箇所）そこは3町内会、中の川から取水している1町内会を行ったところです。

3点目としまして、既存の流雪溝利用組合の役員のかたから流雪溝の利用に関する聞き取り調査を実施させていただきました。対象としましては千門町地区、沼田町地区、北町地区、栄町地区の4地区の役員から聞き取りを行ったところです。

事務局

答申1番の「現行雪対策支援制度の周知徹底と手続きの簡素化」についてですが、現在行われております高齢者・障がい者の方のための除雪支援事業につきましては、平成27年度156件の申請を受けております、一昨年度までは毎年申請をしていただい

ておりましたが、低所得の方に限りまして、今年度より電話での申請で受理できるよう検討してまいります。

続きまして、答申5番の「高齢者世帯の間口除雪における機械除雪の質の向上」についてであります。自力で置き雪処理のできない方の要支援者をリストアップしております。後期高齢者の要支援者は約1,600世帯ございまして、その中で要支援介護者は約2,000人おります。今後区長及び児童民生委員の方の協力を得ながら各地区の支援が必要な世帯の絞り込みの把握に努めてまいります。

又、現在成人福祉課で行っております玄関前除雪はシルバー人材センターに委託しておりますが、人材不足で全件に手が回らない状況にありますので、除雪ボランティア、有償ボランティア等地域の共助については、社会福祉協議会や他課と連携し社会資源創設に取り組んでまいります。

今年度の雪下ろしの件数として90件、玄関前の雪払いは141件となっております。昨年度と比較すると約3割の申請となっております。

事務局

最後に答申7番の「空き家の雪処理問題」について、現在市で把握している空き家が321戸あります。その中でも定期的に管理している空き家もありますが、問題となっているのは、所有者が近くにいないため管理されていない空き家で隣接住宅等に被害を及ぼすことがあります。市としても空き家の苦情が寄せられた場合は、持ち主等に連絡を行い、雪下ろしを行ってもらっている状況にあります。それでも対策を取っていただけない空き家については、市で応急的な措置を行い危険防止に努めております。平成27年度におきましては2件の応急対応を行っております。今後もパトロールや区長さん及び民生児童委員さんと情報を共有し早期の段階で所有者、関係者に連絡し適切な措置ができるよう指導してまいります。又、空き家情報を一般公開することは防犯、防災上問題がございますので、区長さんとは連絡を密にし、新規空き家の早期発見に努めてまいります。

会 長

以上の各担当者より、答申を受けて行った取り組み事案について説明いただきましたが、順番に委員の皆様からご意見、質問を受けてまいりたいと思います。

最初に答申1番目の「現行の雪対策支援制度の周知徹底と手続きの簡素化」についてお願いいたします。

委 員

インターネットが身近でない方へのパンフレットの配布については、どのような物を考えておりますか。

事務局

ネットに掲載予定の画面をプリントアウトしてパンフレットとして使用することは難しいということですので、新たに作成いたしますが、市民の方がどのような情報を欲

しているかを考慮し作成にあたりたいと考えております。

会 長

ホームページは、適時必要に応じ更新していくと言うことで、パンフレットについては高齢者の方が見やすい、わかりやすい物を作っていただきけるということでよろしいですね。案ができましたら協議会の中で検討していきたいと思います。他に質問ございませんか。

委 員

ホームページは市のトップページから入ることができますか。

会 長

トップページから入れるよう検討ください。話題性のあるホームページとなるはずなので、是非公表していただきたいと思います。雪下ろしの仕方について、命綱をクリックするとその説明が出るとか、深堀できるサイトにしてほしいと思います。もう一つ雪国生活 Q&A は素晴らしいと思いますので、雪相談窓口にどのような相談がきたか掲載し随時更新していただくと、大変でしょうが生きたホームページになると思います。手続きの簡素化については、資料にはないようですが取り組んでいるようですので、よろしいでしょうが。

事務局

先ほど説明が抜けておりましたが、生活道路の除雪申請につきましても、今年度より変更がなければ、電話での更新で受け付けることとしたいと考えております。

会 長

次に2番目の「共助による雪対策の推進」についてであります。早急にできることではないと思いますが、新たな交付金制度の創設を考えていきたいということですが、県で行おうとしている、有償ボランティアの説明をお願いします。

事務局

自力で雪下ろしにできない方に対して、地区で有償のボランティア組織を作り、雪下ろしに要した経費を市と県で一定程度補てんする制度となっておりますが、詳細については、次回の協議会で再度説明させていただきたいと思います。

会 長

雪下ろしについては、事故が起きた時の対策や安全対策がボランティアの場合問題となるわけですが、県としての対応、指導について考えをお聞きしておいてください。

又、一斉除雪の取り組みを推進するとなっておりますがその件について、委員の方で村山市の川島山地区の一斉除雪の視察に行かれた方がいれば説明願います。

委 員

場所としては、区画整理がなされ、すべての住宅が道路に面しており、除雪の置き雪や屋敷の雪は流雪溝が整備されていないため、すべて道路に出すしかない地区のようでした。新庄のように狭い道路等条件面で実施にするのは難しいと思って見てまいり

ました。

会 長

この地区は話に聞くと、市が分譲時に雪の説明が足りなく、住民は雪処理の大変さを痛感し、県が力を入れてモデルケースとして実施した地区のようですし、住民の結束もあり実施できたと思います。

又、最近話題になっているのが、岩手県の滝沢市の雪の多い所の振興住宅地で、地区で道路除雪まで行っている所もあります。しかし都市部で新たに一斉除雪に取り組むのは、実体として無いかと思います。

私としては、2～3年以内に形として出てくるといいのかなと思います。

3番目の「道路除雪の出動基準の見直しと情報提供の充実」についての質問ありませんか。建設業者さんの立場から何かございませんか。

委 員

除雪業者の立場から、十分な除雪ができない場合があります。降雪機だけに頼らない人目も入れた除雪の出動体制としてお願いした経緯がございます。実際北部地区の試験的な試みだけでなく、天気予報等も考慮し前夜に出動指令を出されたたこともありましたので、除雪オペレータには負担が軽減されたのかと思います。

会 長

試験的な実施をされて、どのような問題点があるのか、拡大の方向なのかについて説明をお願いします。

事務局

市内3か所の降雪計から除雪出動指令が出される仕組みとなっておりますが、北部地区は山間部と平野部で降雪量が違うため、センサーを増加した上で、人の目も入れた除雪体制が必要かと思っております。

会 長

例えば、地区ごとに委託し除雪の出動指令を出すとかはできないでしょうか。

事務局

県では、降雪時にパトロールを実施していただける方と委託契約し、出動の判断をされていると聞いておりますので、そのような方法も考えられます。

又、南部地区は、降雪量の多い地区に設置しておりますので、業者から雪が積もっていないという問い合わせがありました、今後はそのような場合出動しないという判断も、業者と詰めていきたいと思います。

会 長

センサーを増やすだけだと元に戻ってしまいますので、検討していただきたい。又、GPSについての質問はございませんか。スマートホンでも閲覧できるわけですね。

事務局

除雪出動体制を試験的に見直した経緯として、2時30分から4時30までの間で

10cmを超えた場合は指令が出ますが、4時過ぎから大量の雪が降り始めた場合、その段階で指令を出した場合、通勤通学時間帯とバッティングし、交通渋滞をまねくため、気象予報を考慮し早期の段階で出動できるよう、自主判断での出動を取り入れたわけですが、オペレータにとってはかえって負担になるということもありますので、今後、その部分のケアについても検討していきたいと思います。

会 長

オペレータ個人がその出動の有無の責任を負うのは大変なことですね、機械力を別な形で取り入れるとしたら、現在は気象情報が時間帯やピンポイントで見ることができますので、気象予報を取り組んだ出動指令を継続して行ってほしいと思います。

次に4番目の「流雪の利用におけるルールの確立と周知徹底」についてご意見を伺います。質問がございませんようですので、アンケート調査結果の集計表を次回提出していただきたいと思います。

続きまして、答申5番の「高齢者世帯の間口除雪における機械除雪の質の向上」についてであります。置き雪処理の実施家屋の選定方法について詳しく説明願います。

事務局

実施した21世帯というのは、冬季生活支援事業の申請のあった世帯の中で、特に大変な方について実施しております。

委 員

混んでいる場合は待たされるとお聞きしましたが、雪下しは切実な問題であり、申請から実施までどの程度の期間を要していますか。

事務局

申請から決定まで約1週間程度です、その後シルバー人材センターに連絡していただき、実施日の調整が図られます。ただし混んでいる場合などは、建設クラブに連絡し、早期に実施できる体制を取っております。ただし玄関前除雪につきましては、申し込みされた方の地区にシルバー人材センターに登録している人がいない場合、思うように実施できない状況にあります。

委 員

雪問題は高齢者にとっては切実な問題ですので、是非不安を取り除いていただきたい。又以前に消防団の活用について提案した経緯がございますのが、置き雪処理については有償ボランティアでもかまいませんが、実施していただくと助かります。

会 長

21世帯というのは、玄関前の除雪の件か、置き雪配慮の件か、又その評価についてはお聞きしておりますか。

事務局

置き雪配慮の件数です。聞き取りは行っておりませんが、継続してお願いしたいということで、毎年申し込みされます。

委員

昨年、156件とお聞きしたように記憶しておりますが、それが21件に減ったということですか。

事務局

高齢者支援事業として、玄関前除雪及び雪下ろしの申請件数が156件で、置き雪の配慮除雪が21件であります。高齢者支援事業につきましては、今年の冬は暖冬で90件の申請があり実施しております。

会長

次に、答申6番目の「雪捨て場の確保」についてであります。減免の調査をされており、生活道路の減免可能箇所が100か所ということです。雪押場が有効に使えてない状況も見受けられます、モラルの問題であり、答申にはありませんでしたが、影響の大きい問題かとも思われます。又、流雪溝の無い地区においては雪捨て場も確保も必要となると思いますので取り組みをお願いしたいです。市道の雪捨て場も市民が使える、又、場所の周知なども必要となると思います。

事務局

市道の雪置き場に関しましては、主として市道除雪の雪を仮置きすることを前提に考えております、屋敷内の雪をスーダンプ等で運ぶ程度であれば問題がないが、機械を使って持ち込まれると、市道の雪が押せないという状況も発生しますので、そのルール作りも必要となってきます。

会長

どのような場所に雪押し場が存在し、市民が使えるかについても検証する必要があると思います。質問が無いようですので、最後に答申7番の「空き家の雪処理問題」について伺います。

先ほどの資料の中にシートで囲んでいる空き家がありましたが、応急措置された空き家でしょうか。

事務局

あれは冬ではなくて、今年の台風時に応急対応した物件です。

会長

答申には入っておりませんが、空き家の活用として、低家賃で貸し出しその代わり隣接家屋の雪かきを手伝ってもらうとか、今は空き家対策として活用の方に移行しつつありますので、その方向でも考えられないかと思えます。無いようですので今後の予定について簡単に説明願います。

事務局

平成28年度は、5回の協議を予定しておりますが、内容については協議会の中で検討していただければと思います

会 長

スケジュール的には昨年より日程的に余裕がありますが、今年度の協議会については、答申の取り組みの検証と新たな課題の掘り起こし、又、新たなテーマを別の角度から見直し、新たな課題を掘り起こしていきたいと考えております。基本的には事務局と相談しながら、協議会の場で検討していただきたいと思います。何か委員の皆様から要望等がありましたらお聞かせください。

無いようですのでこの日程で調整してまいりたいと思います。

事務局

この協議会後に委員が変わられる団体もあるようですので、後任の方の人選をお願いしたいと思います。

会長

それでは、これを持ちまして第1回の連絡協議会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。